

石狩市使用料、手数料等審議会

会長 菅野 勲 様

石狩市長 田岡 克介

石狩市使用料条例に係る公共施設使用料の一部改正及び新設について（諮問）

使用料、手数料は、提供する行政サービスと受益が明確に対応するような事務事業について、利用者から受益の対価として、コストの一部を負担いただくものであり、適時適切に改定を行わなければ、料金収入の不足額を一般財源（市税等）の投入により補てんすることとなり、負担の不公平が生じます。

このような考えを踏まえ、この度、条例制定後久しく使用料の見直しを行っていない公共施設の一部について見直しを行い使用料の改定を検討しているところです。

また、屋外スポーツ施設等については、現在まで使用料を徴収しておりませんが、応益負担の原則からこれらの施設についても使用料の徴収を検討しています。

つきましては、「石狩市使用料、手数料等審議会条例」第2条第1号に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 諮問内容 | 別添諮問案のとおり
・使用料改定案
・減免規定案 |
| 2 参考資料 | 使用料改定案の概要
使用料実態調査表
使用料実態調査表の見方
近隣市の状況 |